

第10回通信政策特別委員会 事務局説明資料

# 論点整理 (案)

2023年12月13日

事務局

# 目次

## 1. 今後の検討の基本的枠組み

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 検討の全体像（案）                      | 3 |
| 【論点1】 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像 | 4 |
| 【論点2】 検討の基本的方向性                | 5 |

## 2. 通信政策として確保すべき事項

|  |    |
|--|----|
| ① <u>通信サービスが「全国に届く」（不採算地域でのサービス提供）</u>     |    |
| （1）【論点3】 ユニバーサルサービスの基本的考え方                 | 7  |
| （2）【論点4】 電話のユニバーサルサービス                     | 9  |
| （3）【論点5】 ブロードバンドのユニバーサルサービス                | 12 |
| （4）【論点6】 NTT東西の自己設備設置要件                    | 14 |
| ② <u>「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）</u> |    |
| （1）【論点7】 NTT東西の業務範囲（本来業務）                  | 16 |
| （2）【論点8】 NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務              | 18 |
| （3）【論点9】 NTTのグループ経営における公正競争環境の確保           | 20 |
| （4）【論点10】 電気通信事業法における競争ルールの在り方             | 21 |
| （5）【論点11】 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方   | 23 |
| ③ <u>「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）</u>         |    |
| （1）【論点12】 我が国の情報通信産業の国際競争力の強化              | 25 |
| （2）【論点13】 研究の推進責務                          | 26 |
| （3）【論点14】 研究成果の普及責務                        | 27 |
| ④ <u>「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）</u>      |    |
| （1）【論点15】 外資規制                             | 29 |
| （2）【論点16】 外国人役員規制                          | 31 |

## 3. NTTの経営面で確保すべき事項

|                    |    |
|--------------------|----|
| ① 【論点17】 政府の株式保有義務 | 33 |
| ② 【論点18】 各種認可事項等   | 35 |

# 1. 今後の検討の基本的枠組み

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 検討の全体像（案） .....                      | 3 |
| 【論点1】 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像 ..... | 4 |
| 【論点2】 検討の基本的方向性 .....                | 5 |

## ■ 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像（論点1）

### 光ファイバは、全ての情報通信の基盤

<世帯カバー率>

99.72%（2021年度末）

→ 99.9%（2027年度末目標）

### 5Gは、光ファイバの基盤の上で展開

<人口カバー率>

93.2%（2021年度末）

→ 99%（2030年度末目標）

NTNは、離島、海上、山間部等の効率的なカバーや非常時の通信手段確保のため、当面は音声通話やテキストベースのやりとりを中心に地上系ネットワークの補完的役割。

Beyond 5Gの運用が開始され、各種情報通信インフラの相互補完により、**陸・海・空・宇宙をシームレス**につなぎ、**通信カバレッジの拡張**と**先進的なソリューションの実装**を進める。

## 【国内市場環境の変化】

- 電話・メタル回線が中心であった電気通信市場では、IP化・ブロードバンド化やモバイル化が進展。
- メタル回線など、電話時代の設備は老朽化。
- 近年ではネットワークの仮想化・クラウド化が進むとともに、GAFAM等のプラットフォームがネットワークレイヤーや端末・OSレイヤーに進出、影響が拡大。
- 固定ブロードバンドについては、過疎地・離島などにおける未整備地域の解消や公設設備の民設移行が急務。

## 【国際競争環境の熾烈化】

- 我が国の情報通信産業は、熾烈なグローバル競争の中で国際競争力の強化が喫緊の課題。
- 安全保障と経済・技術分野の関係深化により、技術流出防止等の経済安全保障の重要性が増大。
- NTTは、2030年頃のIOWN構想実現による新たな情報通信インフラの構築により、グローバルにゲームチェンジを図り、我が国の国際競争力向上に貢献することが期待。

## ■ 検討の基本的方向性（論点2）

### 1. 通信政策として確保すべき事項

上記の「将来像」の実現を目指すに当たって、以下の4点が重要なのではないか。

① 通信サービスが「全国に届く」

→ 論点 3～6

② 「低廉で多様」なサービスが利用できる

→ 論点 7～11

③ 「国際競争力」を確保する

→ 論点 12～14

④ 「経済安全保障」を確保する

→ 論点 15・16

### 2. NTTの経営面で確保すべき事項

1. を踏まえつつ、グローバルな競争環境等において効率的かつ機動的な対応が可能となるよう、時代に即したNTTの経営自由度の向上を図ることが必要なのではないか。  
→ 論点17・18

（3. 制度改正の際に確保すべき事項：「早期」の改正と「円滑」な改正の両立を図ることが必要なのではないか。）

## 現状と課題

- ① 情報通信インフラは、我が国の国民生活・経済活動を支える基盤であり、我が国の経済成長のけん引役としてその果たすべき役割が飛躍的に高まっている。
- ② 居住世帯向け光ファイバは、2021年度末時点で世帯カバー率99.72%（未整備世帯約16万世帯）に達し、2027年度末までに世帯カバー率99.9%の目標を掲げている。
- ③ 5Gの展開の基礎ともなる4Gについては、エリア外の居住人口が2022年度末時点で約0.6万人まで減少し、5Gについては、人口カバー率が2021年度末時点で93.2%であり、2030年度末には人口カバー率99%とすることを目標としている。
- ④ 非地上系ネットワーク（NTN）について、
  - ・ 我が国では、衛星コンステレーションによる衛星通信は、2022年10月にサービス提供が開始されたばかりであり、今後、ブロードバンドサービスへの利用のほか、携帯電話基地局のバックホールとしての活用が期待される。
  - ・ HAPSは、現時点ではサービス開始に向けて無線設備や機体の技術開発を進める段階にある。

## 論点（案）

- **2030年頃に目指す情報通信インフラの将来像として、各情報通信インフラの特性を踏まえて、以下のとおり相互補完により、陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信カバレッジの拡張と先進的なソリューションの実装が進むことが考えられるのではないか。**
  - ・ 光ファイバが伝送の安定性から情報通信の主たる基盤となる。
  - ・ 5Gは光ファイバの基盤の上で展開が進められる。また、オール光ネットワークを含むBeyond 5Gの導入が開始される。
  - ・ NTNは、離島、海上、山間部等の効率的なカバーや災害時など非常時のネットワークの冗長性確保に有用であり、当面は、スマートフォンからの衛星通信の利用は音声通話やテキストベースのやりとりが中心になるが、将来は、データ通信の提供も見込んでおり、地上系ネットワークの補完的役割を果たすことが期待される。

### 【各情報通信インフラの特性】

- |         |   |
|---------|---|
| ➤ 光ファイバ | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 安定的な伝送が可能。現時点で世帯カバー率が高い。</li><li>・ 離島や山間部等における整備・維持は、コストが極めて高くなる。</li></ul>   |
| ➤ モバイル  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現時点で4Gの人口カバー率は高く、5Gの展開も今後進展が期待される。</li><li>・ 一時的な利用者の密集等によりトラヒックが集中した場合、通信品質が低下するほか、安定性を欠くことがある。</li><li>・ 基地局まで光ファイバで接続されるのが一般的である一方、離島や山間部等の整備では衛星回線を活用する場合があります、通信品質の制約が生じる。また、災害時に基地局が停波するリスクがある。</li></ul> |
| ➤ NTN   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 離島、海上、山間部等の効率的なカバーや非常時等のネットワークの冗長性確保に有用。</li><li>・ 衛星コンステレーションによる通信サービスについて、現時点では、専用のアンテナ・端末が必要であり、料金や速度、安定性の観点で光ファイバ、モバイルに劣ることも多い*。</li></ul> <p>* スマートフォンからの直接通信の開発が進められており、地上系ネットワークの補完的役割が将来的には期待される。</p>   |

## 検討の基本的方向性

- 「情報通信インフラの将来像」の実現を目指すに当たり、以下①～③の確保を基本として検討することが考えられるのではないか。
  - ① 通信政策として確保すべき事項
    - (1) 通信サービスが「全国に届く」 (不採算地域でのサービス提供)
    - (2) 「低廉で多様」なサービスが利用できる (事業者間の公正競争の確保)
    - (3) 「国際競争力」を確保する (国全体の基礎研究の推進)
    - (4) 「経済安全保障」を確保する (漏れのないセーフガード措置)
  - ② NTTの経営面で確保すべき事項

NTTは、電電公社から全国津々浦々の線路敷設基盤を受け継ぎ、公共的な役割を果たすことが期待されることに鑑み、上記①を確保する上で重要な役割が求められる一方、NTTが民間企業であることに鑑みれば、**上記①の確保に支障のない範囲内で時代に即した自由な経営を確保し、グローバルな競争環境等において効率的かつ機動的な対応を可能とする必要がある。**
  - ③ 制度改正の際に確保すべき事項

制度の廃止と新設を同時に行わないと制度的な空白を生み、国民・事業者に不利益を与え得ることを踏まえて、「**早期**」の改正と「**円滑**」な改正の**両立**を図る必要がある。

## 市場環境の変化

- 上記事項の検討に当たっては、以下のような市場環境の変化を踏まえる必要があるのではないか。
  - ① 1985年の自由化以降、電話・メタル回線が中心であった電気通信市場においては、IP化・ブロードバンド化やモバイル化が進展し、近年では、仮想化・クラウド化が急速に進展している。一方、メタル回線など、電話時代の設備は老朽化が進んでいる。
  - ② 端末レイヤーやプラットフォームレイヤーの巨大な事業者がネットワークレイヤーに進出しつつあり、ネットワークレイヤー内の構造変化にとどまらず、レイヤー横断的な形で電気通信市場の構造変化が生じている。
  - ③ 一方、情報通信産業の国際競争は年々熾烈化しており、グローバル市場における我が国企業の競争力強化に加え、経済安全保障の観点からの取組が一層重要になっている。
  - ④ NTTにおいては、2030年頃の実現を目指すIOWN構想を通じて世界に先駆けたオール光ネットワーク技術等を確立し、新たな情報通信インフラを構築することを提唱しており、グローバルにゲームチェンジを図ることで我が国の国際競争力の向上に貢献することが期待されている。

## 2. 通信政策として確保すべき事項

### ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域でのサービス提供）

- (1) 【論点3】ユニバーサルサービスの基本的考え方…………… 7
- (2) 【論点4】電話のユニバーサルサービス…………… 9
- (3) 【論点5】ブロードバンドのユニバーサルサービス…………… 12
- (4) 【論点6】NTT東西の自己設備設置要件…………… 14

② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）

③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）

④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）

## 現状と課題

- ① ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務（電気通信事業法第7条）であり、従来、①**不可欠性**（国民生活に不可欠であること）、②**低廉性**（誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること）、③**利用可能性**（全国どこでも利用可能であること）が**基本的3要件**とされてきた。
- ② 電話のユニバーサルサービスについては、NTT法でNTT持株・東西に電話のあまねく提供の責務を課している。また、電気通信事業法でメタル固定電話を中心とした具体的な対象サービスを定め、不採算地域の維持費用の一部を支援する交付金制度が設けられており、2006年度以降交付金制度が運用され、NTT東西に交付金が交付されている\*。
- ③ 他方、ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、2022年の電気通信事業法改正により、不採算地域の維持費用の一部を支援する交付金制度が創設されたが、あまねく提供の責務が課されていないため、未整備地域の解消が進まない、既に整備された地域から撤退すること等が懸念され、ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供に支障が生じるおそれがある。
- ④ メタル固定電話は、1997年の約6,300万契約をピークに減少傾向にあり、現在、約1,500万契約。他方、IP電話を含めると、固定電話は、約6,000万契約の水準。また、固定ブロードバンドは、約4,500万契約に達している。
- ⑤ NTTからは、老朽化しコスト効率が悪化するメタル設備は、2035年頃を目途に縮退せざるを得ない旨が表明。

※ 令和5年度の補填額は67億円（令和4年度の赤字額588億円）

## 論点（案）

## 3-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- ユニバーサルサービスに位置付ける役務は、従来どおり、**基本的3要件**（①**不可欠性**、②**低廉性**、③**利用可能性**）に照らして検討していくことが**適当**ではないか。この際、「不可欠性」ではこれを満たすために必要な**役務の品質**、「低廉性」では**利用者料金の水準**、「利用可能性」では**役務の普及状況**を特に勘案することが求められるのではないか。
- 現在のユニバーサルサービスは、無線も一部（電話：不採算地域でのワイヤレス固定電話、ブロードバンド：ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））があるが、有線（電話：メタル固定電話、ブロードバンド：FTTH・HFC）が中心であるところ、検討に当たっては、**技術中立性**や、不採算地域での設備の整備・維持の**効率性**等も考慮し、**無線サービスの更なる活用を検討**すべきでないか。
- この際、検討対象の無線サービスは、ワイヤレス固定サービス（専用型）、ワイヤレス固定サービス（共用型）、モバイルサービス、HAPSによる通信サービス、衛星コンステレーションによる衛星通信サービスが考えられるが、どうか。

## 論点（案）

## 3-2. ユニバーサルサービス責務

- 通信のユニバーサルサービス責務は、IP化やブロードバンド化等の進展に対応し、**固定電話中心から、ブロードバンドを軸に、無線も活用した制度に見直すべき**ではないか。
- この際、ユニバーサルサービス責務については、**以下の二種類**があるところ、ユニバーサルサービスに位置付ける役務の提供状況等を踏まえつつ、**安定性と効率性のバランス**を取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するため、**いずれが適切かについて検討することが必要**ではないか。
  - ・ **あまねく提供責務** : 他事業者の提供地域でも、サービスの提供責務を負う。(=現在のNTT法上の電話の責務)
  - ・ **最終保障提供責務** : 提供事業者がいない地域に限りサービスの提供責務を負う。(=他事業者の提供地域では責務は負わない)
- ユニバーサルサービス責務を見直す場合、国民の不安や不利益につながらないように、**固定電話の責務の見直しとブロードバンドの責務の新設を一体的に進めて制度的な空白が生じないようにする必要がある**のではないかと。
- メタル固定電話は、未だ約1,500万契約存在すること、また、固定ブロードバンドは、約4,500万契約に達しているものの、未整備地域が存在し直ちにその解消が図られないこと等を考慮すると、**責務の見直しと新設を一体的に進める場合において、制度的空白が生じないようにするためには、どのように進めることが具体的に考えられるか。**

## 現状と課題

- ① 電話のユニバーサルサービスは、電気通信事業法において、当初は、「**㊦メタル固定電話、公衆電話、緊急通報**」であったが、その後、メタル回線の老朽化の進展等を踏まえ、メタル固定電話の代替として、「**㊦メタル固定電話相当の光IP電話**（光回線電話）や**ワイヤレス固定電話**（携帯電話網を利用した固定電話）」が順次追加された。
- ② また、公衆電話については、利用が大幅に減少している状況を踏まえつつ、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を引き続き確保する観点から、**設置基準が緩和**されるとともに、「**㊦災害時用の特設公衆電話**」が**ユニバーサルサービスに追加**された。
- ③ **交付金制度による支援**については、**㊦は対象**だが※1、追加された**㊦**※2・**㊦**※3は**対象外**となっている。
- ④ NTT東西は、役務の安定的提供等を確保する観点から自己設備による役務提供が原則とされているため、**NTT東西**が（他者設備である）モバイル網を利用して提供する**ワイヤレス固定電話（共用型）**については、**不採算地域等に限定**して認められている。
- ⑤ 料金については、NTT東西の**メタル固定電話、公衆電話**には、**プライスカップ規制**（一定の基準で定めた上限価格を上回る料金設定は認可制）が課されており、これまで当該規制が実質的に**電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性確保**の役割を果たしてきた。
- ⑥ このような中、NTTから、老朽化しコスト効率が悪化するメタル設備は、**2035年頃を目途に縮退**せざるを得ない旨が表明。

※1 令和5年度の補填額は67億円（令和4年度の赤字額588億円）

※2 ワイヤレス固定電話については、省令改正により令和6年1月1日以降、交付金制度の支援対象

※3 特設公衆電話については、通話料部分が交付金制度の支援対象外

## 論点（案）

### 4-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務（公衆電話を除く）

- 現在、電話とブロードバンドがユニバーサルサービスとなっているが、メタル固定電話の契約数が減少し、2035年を目途としたメタル回線の段階的縮退に関する考えが表明される中で、**基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らして**、ユニバーサルサービスに位置付ける役務（光IP電話や無線サービス等）の扱いを含めて、**電話のユニバーサルサービスの在り方**について、どのように考えるか。
- また、**ブロードバンドのユニバーサルサービスが確保されれば**、電話はその付加サービスとしてあまねく利用可能となるため、**電話単体をユニバーサルサービスとする必要性は低下**するが、以下の「**低廉性**」要件との関係も含め、**どう考えるか**。
  - ・従来から、NTT東西のメタル固定電話の基本料（NTT東日本：1,700円・住宅用3級局）が「**低廉性**」の基準とされ、この料金水準で利用できるメタル固定電話は未だ約1,500万契約存在している。
  - ・約4,500万契約あるIP電話は、ブロードバンドのオプションサービスであり、電話単体では低廉（NTT東日本・ひかり電話500円）であるが、加えてブロードバンド料金（NTT東日本：戸建て5,200円）が必要となるため、「**低廉性**」の要件を満たさないとされている。

## 4-2. 公衆電話の扱い

- 公衆電話は、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、電話のユニバーサルサービスに位置付けられているが、以下の点を踏まえ、今後の位置付けについてどのように考えるか。
  - ・ 公衆電話の提供に用いられる**メタル回線はコスト効率が悪化し、携帯電話も普及**している状況にあり、国民負担の観点からは、**コストミニマムな方法**が求められること
  - ・ 携帯電話には、**災害時の基地局停波**のリスク、**非常時のバッテリー**の問題、**未保有者**が一定数存在などの課題があること
  - ・ 公衆電話を光サービスで提供可能とするための追加コスト（バッテリー設置や課金機能の開発・実装等）が必要となること
  - ・ 諸外国の公衆電話では、米国は当初からユニバーサルサービスの対象外、EU主要加盟国（仏、独、伊、西）はユニバーサルサービスの対象外に見直し、英、韓、豪はユニバーサルサービスの対象となっていること
- 災害時等の通信手段の確保として、公衆電話に代えて、**特設公衆電話の普及**を進めることについてどう考えるか。また、公衆電話の光回線対応について、タブレットで対応することも考えられ、ベンチャー等の参加を得て検討すべきでないか。

## 4-3. ユニバーサルサービス責務

- 4-1で仮に電話のユニバーサルサービスを維持するとした場合、**ユニバーサルサービス責務も引き続き維持することでよいか**。維持する場合、**安定性と効率性のバランス**を取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するためには、ユニバーサルサービスに位置付けるサービスの提供状況等を踏まえ、当該責務は、従来の**あまねく提供責務と最終保障提供責務のいずれが適当か**。
- 現在、電話のユニバーサルサービス責務はNTTに課されているが、約1,500万のメタル固定電話の契約者に対して当該責務に基づきユニバーサルサービスを提供していることや、電話の提供における無線サービスの更なる活用の可能性等を踏まえ、当該責務を**引き続きNTTに課すことの適否を含め**、当該責務を担う主体をどう考えるか。
- 仮に**NTTに責務を引き続き課す場合**、老朽化しコスト効率が悪化する**メタル回線の円滑な縮退を可能**とする観点から、**NTT東西の自己設備設置要件の趣旨**（後述）を踏まえつつ、現在、不採算地域に限定されている**ワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃**など、**他者設備を利用して電話の責務を履行できる範囲を拡大**することについて、どのように考えるか。

## 4-4. 交付金制度

- 仮に電話のユニバーサルサービスや責務を維持する場合は、**交付金制度**※も引き続き維持することでよいか。維持する場合、現在、電話のユニバーサルサービスに位置付けられるサービスであっても、交付金制度の支援対象でないものもあるが、**支援対象サービスの範囲など、交付金制度の在り方についてどのように考えるか。**

※ 令和5年度の補填額は67億円(令和4年度の赤字額588億円)

## 4-5. 料金の低廉性の確保

- 電話のユニバーサルサービスは、電気通信事業法上、基礎的電気通信役務と規定されるが、基礎的電気通信役務には料金の低廉性を確保する規律はなく、NTT東西のメタル固定電話等が、特定電気通信役務(独占的サービスのうち利用者利益への大きい役務)としてプライスカップ規制を課される結果、電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性が実質的に確保されてきた。  
**メタル固定電話等の需要の減少が大きく、相対的に利用者利益への影響が低下していることから、特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制については、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)の料金の低廉性を確保する仕組みへの見直しも含め検討することが必要と考えられるが、どうか。**

## 4-6. メタル回線の縮退

- 2035年頃を目途にメタル回線の縮退を進める場合、利用者や事業者等に不測の支障が生じないように留意して行う必要があるところ、**メタル回線の円滑な縮退を実現するためには、NTTや国等においてどのような取組が必要となるか。**

※ 光回線を用いた電話単体サービスとして、ひかり電話ネクスト(基本プラン 2,750円/月)がある。

## 現状と課題

- ① 現在、ブロードバンドのユニバーサルサービスは、FTTH、CATV（HFC方式）とワイヤレス固定ブロードバンド（専用型※1）。
- ② ワイヤレス固定電話が電話のユニバーサルサービスとされる一方、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型※2）はブロードバンドのユニバーサルサービスとされていない。
- ③ ブロードバンドでも、**交付金制度は導入**された（現在コスト算定等の詳細を検討中）が、**ユニバーサルサービス責務は、特定の者に課されておらず**、また、現在の電気通信事業法の規定においては参入・退出が原則自由となっているため、事業者の判断でサービスが提供されなくなるおそれ。
- ④ 電話のユニバーサルサービス制度では、特定電気通信役務に対するプライスカップ規制により、料金の低廉性が実質的に担保されているが、**ブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、料金の低廉性を担保する仕組みがない。**

※1 固定通信サービス向けに専用の無線回線（地域BWAやローカル5G）を用いて提供する固定ブロードバンド

※2 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供する固定ブロードバンド

## 論点（案）

## 5-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務は、**基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らした場合**、現時点では、品質や料金水準（定額制）等の面から、**光ファイバ等（FTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））を原則**とすべきではないか。
- その上で、**不採算地域では**、効率的な整備・維持が必要となることや、相対的に利用者数が少なく輻輳が生じにくいと考えられること等に鑑み、**基本的3要件を踏まえつつ**、例外的に**無線の更なる活用**も検討することが適当ではないか。
- 活用対象となる無線としては、**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）、モバイルサービス、HAPSによる通信サービス、衛星コンステレーションによる衛星通信サービス**が考えられるところ、**以下の点などを考慮して検討を深める必要がある**のではないか。この際、「未整備地域」「既存提供者の撤退地域」「公設地域」「離島」などの**地域区分に応じた検討**も必要でないか。他に留意すべき点はあるか。
  - ・ 各無線サービスの**現状**（品質・料金水準や利用状況）や**課題、将来性等**
  - ・ 公設設備には、**放送用の光ファイバが含まれている場合**もあること
  - ・ 提供手段の拡大は、交付金の**支援区域の縮小に繋がること**（※ 支援区域は、1者以下提供地域であることが必要）

## 5-2. ユニバーサルサービス責務

- ブロードバンドのユニバーサルサービス責務については、**安定性と効率性のバランス**を取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するためには、以下の点などを踏まえると、**最終保障提供責務とすることが適当**ではないか。
  - ・ 現在、電話のユニバーサルサービスでは、NTTにあまねく提供責務が課されているが、電話のユニバーサルサービスの中心である**アナログ固定電話**については、その提供に必要な**メタル回線の約99%はNTT東西が保有**していること
  - ・ **ブロードバンドは、未整備地域や公設地域も存在**する中で**多様な設備設置事業者が競争的に役務提供**し、西日本を中心に電力系事業者やケーブルテレビ事業者のみが提供する地域も存在するため、まずは**NTT東西や他の設備設置事業者が連携しながらユニバーサルサービスを提供**し、それでもなお生じる**未整備地域等**について責務を課することが適当であること
- 最終保障提供責務については、**電電公社から線路敷設基盤を承継したNTTがその役割を担う**ことの適否を含め、当該責務を担う主体をどう考えるか。また、5-1の**活用可能な無線の範囲**や5-3の**交付金のコスト算定**等は、**NTT東西に対する負担にも留意しつつ検討**することが適当ではないか。
- 上記に関連し、5-1の**活用可能な無線の範囲**の検討の際には、自己設備設置要件の趣旨を踏まえつつ、NTT東西が**他者設備を利用してブロードバンドの責務を履行**できることを認めることについてどのように考えるか。

## 5-3. 交付金制度

- 5-1で、ブロードバンドの**ユニバーサルサービスに位置付けられるサービスは、交付金制度の支援対象**とすることでよいか。
- **最終保障提供責務が課される者に対する交付金の水準**は、当該責務に伴い生じる不採算地域の**赤字額を補填**する必要がある一方、交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、最終保障提供責務が課される事業者の**非効率性を排除**する必要がある点を考慮して、**どう考えるか**。その他、交付金の算定に関して検討すべき点はあるか。

## 5-4. 料金の低廉性の確保

- プライスキャップ規制が課される電話と異なり、**ブロードバンドには、料金の低廉性を確保する規制が課されていない**が、この点についてどのように考えるか。都市部では、**引き続き事業者間の競争を通じて料金の低廉性を確保**すれば足りるか。
- 他方、不採算地域では、都市部と異なり、事業者間競争を通じた料金の低廉性の確保が期待しにくく、コストに応じた料金が設定される場合、都市部に比べて高い料金となることが懸念。このような**地域間の料金格差が生じないようにするための措置**についてどのように考えるか。**交付金の交付を受ける事業者には一定の措置を講ずることも考えられるか**。

## 現状と課題

- ① NTT東西は、**電電公社から全国規模の線路敷設基盤**を受け継ぎ、**自ら電気通信設備を設置・運用**することにより、他者の経営判断にかかわらず、**電気通信役務の安定的な提供の確保**が可能となっている。すなわち、「**全国規模の線路敷設基盤の保有・運用**」と当該基盤上での「**自己設備の設置・運用**」が相まって、全国規模での役務の**安定的提供を実現**している。
- ② ネットワークの仮想化やクラウド化等が進展するとともに、特に不採算地域では**設備の効率的な整備・運用**が必要となる中で、**シェアリング**や**他者設備の利用**、**オフバランス化**等を図ることも一つの**有効な手段**として考えられている。

## 論点（案）

### 6-1. 設備の自己設置要件

- 設備の効率的な整備・運用を図るためには、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とすることも必要となるところ、その趣旨等を踏まえ、**自己設備設置要件の在り方についてどう考えるか。**

### 6-2. 設備の設置概念

- 電気通信事業法は、**設備の「設置」の有無に着目した規律の体系**となっており、「設置」とは、「設備の所有」ではなく、「**設備の継続的な支配・管理**」を意味するところ、他者設備の利用やオフバランス化など、今後、**設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定**される中で、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じている。**自己設備設置要件における「設置」の概念も、電気通信事業法の検証に合わせて、当該要件の趣旨を踏まえつつ、検証することが適当でないか。**

## 2. 通信政策として確保すべき事項

① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域でのサービス提供）

② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）

（1）【論点7】 NTT東西の業務範囲（本来業務） …………… 16

（2）【論点8】 NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務…………… 18

（3）【論点9】 NTTのグループ経営における公正競争環境の確保…………… 20

（4）【論点10】 電気通信事業法における競争ルールの在り方…………… 21

（5）【論点11】 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方 …… 23

③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）

④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）

## 現状と課題

- ① NTT法では、NTT再編時（1999年）は、地域通信と長距離通信の区分が公正な競争の促進を図る上で重要であったことに鑑み、**NTT東西は、長距離通信（県間通信・国際通信）を担わない会社とされ、県内に閉じる通信（県内通信）の媒介が本来業務とされ**るとともに、本来業務は、原則として**それぞれ東日本地域と西日本地域で行うことが必要**とされている。
- ② NTT東西は、NTT法で別々の株式会社と規定されており、**東西間の合併が禁止**されるとともに、県内通信に限定する業務範囲規制（県域業務規制）により県をまたぐことが想定される**移動通信事業やISP事業等を営むことが禁止**されている。これにより、新たに県をまたぐ移動通信事業を営むことが禁止されるだけでなく、全国で移動通信事業を営む**NTTドコモ等との合併も禁止**されることとなる。
- ③ IP化の進展により登場した**ブロードバンドや光IP電話**は、地域通信と長距離通信を区分した料金・サービス体系ではなく**県間通信を伴うものであるため**、NTT東西は、NTT法上の**活用業務の届出をして特例的に実施**してきたところ、**2025年にPSTN（回線交換網）がIP網に完全移行すると、メタル固定電話の県内通話も、東京又は大阪のルータを経由する県間通信となり活用業務の届出が必要**となるため、**メタル固定電話、光IP電話やブロードバンド**といった基幹的なサービスは、**全て本来業務の範囲では実施できないサービス**となる。

## 論点（案）

## 7-1. 県域業務規制の扱い

- IP化の進展により、県内サービスと県間サービスを区分して競争を促進する意義が希薄化している状況を踏まえ、**県域業務規制は、見直しが必要ではないか。**

## 7-2. 本来業務の範囲

- NTT東西の県域業務規制について県内通信の制約を撤廃する場合、NTT東西は、それぞれ東日本地域又は西日本地域で「他人の通信を媒介する電気通信業務」を広く実施可能と考え得るところ、NTT東西には、これまで禁止されてきた**移動通信事業やISP事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要ではないか。**
- この禁止される公正競争に重大な影響を及ぼす業務の詳細については、引き続き検討を深めることが**適当ではないか。**

### 7-3. NTT東西の分離

- NTT東西の分離は、「両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等（ヤードスティック競争）による非効率性の排除」、**「NTT東西が相互参入し得る市場構造に改めることで、それぞれの地域における独占性の弊害の抑止」**の観点から導入されたところ、当該観点及び以下の意見等を踏まえ、**NTT東西の分離についてどのように考えるか。**
  - ・ NTTからは、経営の必要に応じて**東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直し**が要望
  - ・ 他方、競争事業者からは、**NTT東西が統合されるとNTTの競争力が更に高まり、設備競争が抑制され競争事業者が淘汰される可能性**があるとの意見
  - ・ また、NTT東西の統合は、**両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性排除の観点から問題**との意見

### 7-4. 制度見直しの留意事項

- NTT東西の業務範囲に関する制度の見直しは、**規律の廃止と新設を一体的に進めない**と制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じるのではないか。

※ 地域電気通信業務（本来業務）の自己設備設置要件については、【論点6-1】参照

## 現状と課題

- ① 1999年のNTT再編時は、NTT東西の業務を地域電気通信業務（及び目的達成業務）に限定していたが、その後のインターネットの普及等、電気通信分野における環境が大きく変化したため、2001年のNTT法の改正により、「NTT東西が**本来業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務**」（活用業務）を、総務大臣の認可により**地域電気通信業務以外の業務を営むことを認めた**（2011年のNTT法の改正で**事前届出に緩和**）。
- ② 活用業務の実施は、「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」が生じない範囲で認められている。すなわち、過大な投資や設備・職員の転用により、本来業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと及びネットワークのオープン化や必要不可欠な情報へのアクセスの同等性が確保されるなど、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲で行われることが必要とされている。
- ③ NTTからは、地域産業の活性化や地方創生の推進のため、**地域課題に対するトータルソリューションの提供**を求められることから、地域電気通信業務以外の業務も可能になるよう業務範囲規制を見直すよう要望があった。

## 論点（案）

## 8-1. NTT東西の地域電気通信業務以外の業務

- 地域課題に対するトータルソリューションの提供といった**地域電気通信業務以外の業務**については、活用業務として総務大臣への届出を行うことで実施できる可能性はあるが、以下の点などを踏まえ、本来業務として実施が禁止される**電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除き、より自由に実施可能とすることについてどのように考えるか**。より自由に実施可能とする場合、何らかの要件を課すことが必要か。仮に要件を課すことが必要な場合、どのような要件が考えられるか。
  - ・ 活用業務には、以下の制約があること
    - － 活用業務は、**地域電気通信業務の設備・技術・人員等を活用する業務に限定**される。
    - － 活用業務の実施は、「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」が生じない範囲に**限定**される。
  - ・ このような制約の中で、地域課題に対するトータルソリューションの提供といった**地域電気通信業務以外の業務**が、NTT法上、**活用業務で実施可能かは必ずしも明確ではないこと**※
  - ・ 競争事業者からは、NTT東西が自ら非通信系サービスを提供することが可能となった場合や、**NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能になった場合、公正競争阻害のおそれがある**といった懸念が示されていること

※ 例えば、2018年にNTT東より総務省に相談のあった「RPA<sup>(注)</sup>を用いた業務改善コンサルティングは、経営コンサルティングに該当するため、活用業務として認められない」と判断された事例がある。

(注) 人間がPCを使って行う作業を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行・自動化する仕組み

## 8-2. NTT持株による事業の実施の在り方

- NTTからは、**NTT持株が事業を実施できるようにして欲しい**との要望があるが、**以下の点についてどう考えるか**。
  - ・ 仮に**NTT東西とNTTドコモ等の協業に係る事業**（移動通信事業やISP事業）など、NTT東西の市場支配力の他市場へのレバレッジや複数市場にまたがるジョイントドミナンス等を可能とする事業をNTT持株が行うこととなれば、**公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきでない**と考えられること
  - ・ 他方で、**研究成果の事業化など公正競争上の懸念が生じないケース**については、これを認めても**特段の支障が生じない**と考えることもできること

## 現状と課題

- ① NTT東西は、電電公社から承継した線路敷設基盤を特別な資産として独占的に保有しており、こうした資産を保有したまま完全民営化するのであれば、公正競争を阻害するとの強い懸念から、一部の競争事業者等は、**NTT東西のアクセス部門の資本分離**を求めている。
- ② なお、**資本分離（完全分社化）**や**構造分離（グループ内分社化）**といった構造的な措置については、過去にも議論され、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」取りまとめ（平成22年12月14日）を踏まえ、**NTT株主への影響、実現に要する時間やコスト、設備競争への影響等**の観点からも総合的に考慮し、当時は**採用しなかったもの**。
- ③ また、NTTは、NTTデータ・ドコモ・コムウェアの分社時、NTT東西・NTTコミュニケーションズの再編時に策定された**累次の公正競争条件**（例：NTT持株とNTTデータ・ドコモ間の在籍出向の禁止等）**について、市場競争や競争環境の変化を踏まえた見直しを要望**。

## 論点（案）

## 9-1. NTT東西のアクセス部門の資本分離等

- NTT東西の**アクセス部門の資本分離**について、以下の意見などを踏まえ、**どう考えるか**。これ以外にも、**NTTが現状のまま運営する方法**や**国有化して事業者**に運営を委託する方法なども考えられるが、**どうか**。
  - ・ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等からは、**公社承継資産・ボトルネック設備を保有するNTT東西が完全民営化される場合、NTT東西とNTTドコモ等の連携が容易**となり、**モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響**が及ぶとの意見
  - ・ NTTからは、NTT東西のアクセス部門の資本分離は、**ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込まれない、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等**のリスクを招くとの意見
  - ・ オプテージ、STNetからは、**光ファイバの設備競争が減退**するとの意見

## 9-2. NTTに対する累次の公正競争条件の在り方

- **NTTに対する累次の公正競争条件**は、NTTの各種事業の分離や再編時に、NTTの巨大・独占性の弊害を可能な限り改善し、経営の向上を図る等の観点から策定されたが、**NTTは以下の見直しを要望**。NTTに対する累次の公正競争条件について、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、**どのように考えるか**。
  - ・ NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の**在籍出向の禁止・取引条件の公正性**
  - ・ NTT持株・東西の**研究開発成果**のNTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズへの**開示における他事業者との公平性**
  - ・ NTT持株・東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの**共同調達の禁止**

## 現状と課題

電気通信事業法は、固定通信ではアクセス回線のボトルネック性、移動通信では電波の有限希少性等に着目して、接続ルール等の行為規制（非構造的措置）を定めているところ、固定通信市場（特に固定電話市場）の規律が移動通信市場の規律よりも相対的に強く、また、卸よりも接続に対する規律が相対的に強い等の構造となっている。

## 論点（案）

## 10-1. 卸電気通信役務に係る規律

- 卸電気通信役務の規律が接続に係る規律よりも相対的に弱いことについて、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
  - ・ NTTからは、卸については接続と異なり、ビジネスベースであることから、規律は必要最小限であるべき
  - ・ JAIPAからは、卸料金の高止まりや、卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があり、光サービス卸のキャリアズレート化も含む接続メニュー化など接続と同等レベルで規制・検証が必要

## 10-2. 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制

- 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制は、現行、NTTドコモに対してのみ課されているが、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
  - ・ NTTからは、NTTドコモの携帯電話の契約数のシェアは、競争の進展に伴い、約6割から約4割以下にまで減少する※等、競争優位性はなくなってきていることを踏まえれば、NTTドコモだけに禁止行為規制を課することは適当ではなく、撤廃していただきたい
  - ※ 禁止行為規制の適用根拠となる収益シェアについて、NTTドコモは40%を超過
  - ・ テレコムサービス協会からは、MVNOが公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、**現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要**

## 10-3. 電話時代の規制・ルール

- NTTからは、今後メタル設備を縮退すること等を踏まえれば、**電話時代の規制・ルール（LRIC接続料、プライスキャップ規制等）は廃止すべき**との意見が表明されたが、この点について、どのように考えるか。
  - ※ プライスキャップ規制については、論点4、論点5を参照
  - ※ LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられている。
- Eメールや国際電話といった電報の**代替的なコミュニケーション手段の普及**や取扱通数が電気通信事業法制定当時から大幅に減少していること等を踏まえ、国際電報の在り方について、どのように考えるか。

## 10-4. 5G (SA) 時代の機能開放

- **5G (SA) 時代の機能開放**として、以下の4類型が考えられ、テレコムサービス協会からは、**RANシェアリングによるフルVMNO等の早期実現が必要**との意見があった。いずれの機能の開放形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要であるが、**事業者間協議を加速し、MNOによる機能開放を促すためには、どういった仕組みが考えられるか**。他にどのようなことが必要と考えられるか。
  - L3接続相当（サービス卸） / ライトVMNO（スライス卸/API開放） /
  - L2接続相当（PCC接続方式/ローミング接続方式） / フルVMNO（RANシェアリング）

※ 固定通信市場・移動通信市場においてシェアの大きい事業者に対する規制

|              | 固定通信市場<br>(50%超の加入者回線シェア:NTT東西)                                     |                     | 移動通信市場<br>(10%超の端末シェア:<br>NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)              |
|--------------|---|---------------------|--|
|              | アナログ固定電話  | ブロードバンド・IP電話        |  |
| 接続に係る規制      | 接続約款の認可(LRIC接続料☆)   | 接続約款の認可(実際費用ベース接続料) | 接続約款の届出(実際費用ベース接続料)  |
| 卸電気通信役務に係る規制 | 業務届出  | 業務届出                | 業務届出   |
| 利用者料金規制      | 上限価格制（上限価格を超える場合は認可が必要）   | 約款の届出制              | なし   |
| 禁止行為規制       | ・情報の目的外利用<br>・不当に優先的な取扱い等<br>・メーカー等への不当な規律・干渉<br>・一定のグループ会社との役員兼任 等 |                     | (収益シェア25%超：NTTドコモ)<br>・情報の目的外利用<br>・グループ内事業者に対する不当に優先的な取扱い |

☆ 非効率性を排除するため、実際の費用ではなく、モデルで費用を算定して接続料を設定

## 現状と課題

- ① 現行の電気通信事業法は、ネットワーク設備を自ら設置し、又は、他人の需要に応じて通信を媒介する者に着目した規律の構造となっている。これは、同法の制定当時に主であった固定電話がネットワーク設備を設置する者間で設備を接続し通信を媒介する形態で提供されるサービスであったことに起因している。
- ② ネットワーク技術の進化により、電話交換機・専用機から、IPルータ・汎用機に移行しており、近年は、汎用機器とソフトウェアで機能を実現する仮想化や、通信事業者が自ら設備を所有しないクラウド化が進展している。
- ③ また、近年では、ネットワークの仮想化・クラウド化により、プラットフォームによるレイヤーを超えた影響力が拡大している。

## 論点（案）

### ネットワークの仮想化・クラウド化

- 今後、ネットワークの仮想化・クラウド化により、ネットワークレイヤーにおいても、ネットワーク設備とネットワーク機能の分離により、他者設備を利用した効率的なサービス提供や、ネットワーク機能のみを提供するクラウド事業者の増加等が想定される。このような環境変化を踏まえ、ネットワーク設備の設置や他人の需要に応じた通信の媒介行為に着目した規律の在り方について、公正競争の確保、サービスの安定的な提供や利用者保護等の観点から、どのように考えるか。
- また、ネットワークの仮想化などを踏まえて、物理的設備を起点に「電気通信役務」や「電気通信事業者」といった概念が構築されている現在の体系について、どのように考えるか。

## 2. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域でのサービス提供）
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
- ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
  - （1）【論点12】我が国の情報通信産業の国際競争力強化…………… 25
  - （2）【論点13】研究の推進責務…………… 26
  - （3）【論点14】研究成果の普及責務…………… 27
- ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）

## 現状と課題

- ① 情報通信の技術革新が急速に進展しており、**我が国の情報通信産業における国際競争力の強化は喫緊の課題**となっている。
- ② 国際市場においては、**AI・ロボット市場の拡大**やコロナ禍や温暖化等を契機とした**DX・GX投資の増加**により**情報通信インフラへの需要が急増**している。
- ③ 競争力の源泉となる研究開発については、**GAFAM等の海外大手事業者と比較して、国内大手通信事業者の研究開発費が、金額及び対売上高比率の双方において大幅に低い。**

## 論点（案）

### 12-1. 国際展開の推進

- 総務省においては、「総務省海外展開行動計画2025」（2022年7月21日策定）を推進する中で、特に、各国で今後も積極的な投資が見込まれる**5G/Open RAN**や、我が国の国際競争力が高い**光海底ケーブル、データセンターの整備**等の分野において**積極的な支援**を進めることが重要ではないか。
- 具体的な支援手法については、**国際展開支援のための予算施策**に加えて、具体的な**案件形成に向けた現地機関、国際機関とのネットワーク強化**、事業の大型化や経済安全保障等の観点で期待が高まる**JICT等との連携を通じた投資等の拡大**などを引き続き進める必要があるのではないか。

### 12-2. 研究開発の推進

- 我が国の情報通信産業全体における国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るためには、次世代の情報通信インフラとなることが見込まれる**Beyond 5G（6G）をはじめとする先進的技術の開発・社会実装・海外展開**が進むよう、**産学官がそれぞれの役割を果たす形で取り組みを強化することが必要**ではないか。
- そのためには、どのような取組が必要と考えられるか。例えば、**社会実装や海外展開を見据えた研究開発や国際標準化活動へのインセンティブを確保し、民間企業や大学、基盤的な研究等を担うNICT等に対する支援等の枠組みが引き続き重要**ではないか。また、変化の激しい国際競争市場において、IOWN構想等を推進するNTTが我が国の情報通信事業者のけん引的役割を果たすためには、**時代に即した制度見直し**を行い、**早期に結論が得られた事項から速やかに対応を進める必要がある**のではないか。

## 現状と課題

- ① NTT法は、優れた研究開発能力や技術陣を有しているNTTに対して、技術発展のけん引的役割を担わせるため、電気通信技術に関する研究の推進の責務を課している。
- ② なお、研究の推進については、直ちに利潤に結びつきにくい**基盤的研究はNTT持株**が一元的に取扱い、事業に密着した**応用的研究はNTT東西**が担っている。

## 論点（案）

## 研究の推進責務の見直し

- NTTは、研究の推進責務が現時点で負担となっている事実はないと述べているが、以下の点などを踏まえ、**研究の推進責務の見直しについてどのように考えるか。**
  - ・ **NTTからは、仮に今後、推進責務があることを背景に、国等から研究テーマや優先順位、研究費の額等について指定される等が生じた場合、成長サイクル**（研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等を向上するとともに、NTTの事業成長も達成し、更なる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくというサイクル）**を描けなくなるおそれもあること、諸外国においては民間企業に当該責務を課している例がないことを踏まえると、研究開発の推進責務については見直しが必要との意見**が示されていること
  - ・ 我が国における情報通信産業の発展に**NTTの基礎・基盤的研究が果たす役割は今後も重要**であるが、一方で技術革新の進展が速い情報通信分野においては、GAF A等のグローバル企業を含め、**多様な主体による研究開発やその成果の市場投入が活発化・加速化**していること
  - ・ 基礎・基盤的研究については、我が国における中長期的な情報通信産業の発展の礎となるものであり、NTTに引き続き大きな役割を果たすことを期待しつつ、国立研究開発法人であるNICTの強化等を含め、我が国の基礎・基盤的な研究力を確保する方法を検討する必要があること
  - ・ 法律上の責務を課さないこととした場合、**NTTは研究開発費を縮小させるおそれがあるとの指摘**があるが、この点、**NTTの考えを聴取した上で検討することが適当**と考えられること

## 現状と課題

- ① NTT法は、電電公社から技術力を引き継いだ**NTTがその研究成果を独占することは適当ではない**ため、広く我が国の電気通信の**向上発展**に資するため、**研究成果の普及の責務**が課されている。
- ② 研究成果の普及の責務には、「公平な条件で（研究成果の）普及に努めるものとする」と規定された「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」（平成9年 郵政省告示第664号）に従い作成された「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する**実施計画**」（平成11年5月21日認可）**において**、NTTが行う研究の成果について、**原則としていつでも適正な対価を前提として積極的に開示**（プライバシーやセキュリティの保護、個性化・商品化のための研究成果について例外あり）することとしている。
- ③ 現在、2030年のIOWN構想実現等を目指して研究開発を進めている。
- ④ **NTTからは、経済安全保障上の課題と、国際競争力強化に向けた課題**（独占的な開示を求めるパートナーとの連携に向けた課題）があるため、研究開発の普及責務については**見直しが必要との意見**が示されている。

## 論点（案）

## 14-1. 研究成果の普及責務の規定の見直し

- 以下の点などを踏まえ、**研究成果の普及責務の規定を撤廃**することについて、どのように考えるか。
  - ・ グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、国際競争力の強化を図ること
  - ・ 研究成果の普及責務の規定自体が、**NTTに対する萎縮効果を発生させるおそれがあること**
  - ・ ネットワーク機器については、電話時代のようなNTT仕様の特注の設備ではなく、**グローバルベンダーの開発・製造する汎用品が主流**を占めており、**競争的な環境**にあることから、**研究成果の普及責務の必要性は低下していること**

## 14-2. 原則開示の運用見直し

- 仮に、研究成果の普及責務を撤廃するとしても、早期に実効性を確保する観点から、**当該責務の撤廃までの間、先行的に原則開示の運用を見直すことが適当ではないか。**

## 2. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域でのサービス提供）
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
- ③ 「国際競争」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
- ④ **「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）**
  - (1) 【論点15】 外資規制…………… 29**
  - (2) 【論点16】 外国人役員規制…………… 31**

## 現状と課題

- ① **電気通信事業法における外資等規制は、累次の規制緩和を経て全て廃止**（1994年に国際衛星通信事業者、WTO自由化約束を経て1998年に旧第一種電気通信事業者に対する外資規制を撤廃）され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は**外為法**（外国為替及び外国貿易法）により規律されている。
- ② 外為法における外資規制は、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期するため、**国の安全を損なうおそれのある1%以上の個々の株式取得**について**事前届出により個別審査**（一定の基準を遵守した場合には、事前届出の免除あり）を行う等の規制を課している。
- ③ NTT持株については、外為法に加え、NTT法において、我が国を代表する**基幹的電気通信事業者としての役割**、特に**我が国の安全の確保に対する役割**に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性を確保**するため、**外国人の議決権保有割合が1/3以上となることを禁止**※している。

※ 立法当時は外国人等による株式保有を禁じていたが、1992年にはその保有割合が5分の1未満まで緩和され、2001年に現行制度に改められた。

## 論点（案）

## 15-1. NTTに対する個別審査と総量規制

- NTTについては、これまで外為法の「個別審査」とNTT法の「総量規制」が相まって外資から保護を図ってきたところ、以下の点を踏まえ、**NTTに対する「個別審査」「総量規制」の在り方について、どう考えるか。**
  - ・ 外為法とNTT法では、以下のように**目的と手段に差異**があること
    - － 外為法の目的は「**対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期す**」とされる一方、**NTT法の目的は、業務・責務の適切な遂行・履行の担保**のため、外国の影響力に対する経営の自主性を確保することであること
    - － **外為法**は居住要件を採用しているため、**日本に居住する外国人は規制対象外**となる一方、**NTT法**は国籍要件を採用しているため、**全ての外国人が規制対象**となること
    - － **外為法**は、国の安全を損なうおそれのある投資を個別審査するため、**NTTの外資比率と無関係に不適切な投資を防止できる**のに対し、NTT法は、総量規制であるため、**閾値を超える投資はその内容に関係なく防止できる**こと
  - ・ 米国、韓国、豪州などのように、**個別審査に加えて、個別法で総量規制がある国**がある一方、英国、仏国、独国などのように、**個別法の総量規制はなく、個別審査のみの国**もあること

## 15-2. NTT以外の主要事業者に対する規制

- NTTについて、個別審査に加えて総量規制も引き続き必要と考える場合、**NTT以外の主要な電気通信事業者に総量規制を課すこと**について、以下の点なども踏まえ、どのように考えるか。
    - ・ **NTTが電電公社から承継した線路敷設基盤は「特別な資産」**であり、他の主要事業者に比べて、**外資から保護することが特に必要**との考え方もあること
    - ・ **KDDI、ソフトバンク**など、NTT以外の事業者についても、その提供する重要な役務の安定的な提供を確保するため、**経済安全保障推進法の特定社会基盤事業者として指定**されていること
    - ・ NTTだけに外資規制を課すだけでは不十分であり、**主要事業者も対象とすべき**との考え方もあること
    - ・ WTO等の国際協定上の例外措置として留保が可能か否かについて**数年を要する可能性のある国際交渉が必要**となること
    - ・ 国際協定では**安全保障例外が認められるが、その範囲が狭いため、その適用は慎重に検討する必要**があること
  - 上記で主要事業者に総量規制を設けることが必要と考える場合、**主要事業者の範囲についてどう考えるか**。
- ※ なお、外為法の強化について、財務省より以下の意見が表明された。
- ・ 外為法等の国内法の改正によって外資規制を強化しようとする、日本政府が既に締結している数々の**国際協定との関係で問題がないか**、慎重な検証や検討が必要となるが、**安保例外の範囲が狭い国際協定との関係では規制強化は困難となり得る**。
  - ・ 外為法の事前届出の対象を拡大すると、機関投資家等には、対象銘柄かどうかの確認や事前届出の準備が必要となり、投資家に**日本株での資金運用を思いとどませ、日本株から離れてしまうことが懸念**される。
  - ・ NTT法の外資規制について、目的と対象が違うため**外為法で完全に代替することは難しい**。

## 現状と課題

- ① NTT法は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性を確保**するため、**NTT持株とNTT東西について外国人役員規制**（取締役・監査役等が対象）を設けている。
- ② グローバル化が進む中、**外国人役員規制によって外国人が役員に就けないことは、今後の国際展開を進めていく上で支障**になり得る。

## 論点（案）

## 16-1. NTTに対する規制

- **NTT法の外国人役員規制**では、**日本国籍を有しない人は、NTT持株とNTT東西の取締役・監査役等になることができない\***が、以下の点などを踏まえ、こうした規制の緩和又は撤廃について、どのように考えるか。
  - ・ 外国人役員を認めることは、**グローバルかつ多様な観点での経営**を可能として、**国際展開の更なる強化**に繋がること
  - ・ 外国人投資家を背景とした外国人役員の存在は、**一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化**させ、ひいては**会社経営の安定に資する**との意見があること
  - ・ 外国人役員規制のある**特殊会社**で、**外国人役員が一切認められていないのは、NTTのみ**であること
- ※ 執行役員については、外国人役員規制の対象外（ただし、現状では執行役員にも外国人は不在）
- **外国人役員規制の緩和を行う場合**、NTTの今後の国際展開の強化も視野に入れ、航空法など他法では、「**代表者でないこと**」と「**役員の3分の1未満**」などとされていることを踏まえ、どのように緩和することが考えられるか。

## 16-2. NTT以外の主要事業者に対する規制

- 仮に、NTTに対する外国人役員規制について要件を緩和した上で引き続き課すこととする場合、**NTT以外の主要な電気通信事業者**に対しても同様の**外国人役員規制を課すこと**について、**外資規制の場合と同様に、国際協定上の留保措置が必要**となる点を含めて、どのように考えるか。
- 上記で主要事業者に外国人役員規制を設けることが必要と考える場合、**主要事業者の範囲についてどう考えるか**。

### 3. NTTの経営面で確保すべき事項

【論点17】 政府の株式保有義務・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

【論点18】 各種認可事項等・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

## 現状と課題

- ① NTT法は、**政府が安定株主**となることで、**特定の者による経営の支配や株主権の濫用を回避し、NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保**するために、**政府が3分の1※以上の株式を保有**することを義務付けている。
- ② NTTは、政府の株式保有について、一義的には政府が判断するものとし、賛否を示していない。
- ③ 一方で、本委員会の委員や事業者等からは、**公社から承継した財産の公共性や運用管理の安定性**のため、政府株式保有の見直しは慎重に議論すべきとの意見があった。

※ 「3分の1以上」という政府の保有割合については、株主総会における定款変更や会社の合併・分割、解散、事業譲渡等の特別決議を防止することができるという意味を持つものである。

## 論点（案）

## 17-1. 政府の株式保有義務

- **政府の株式保有義務**は、NTTの業務・責務の適切な遂行や履行を担保するための措置であることから、業務・責務の在り方が整理された上で改めて検討する必要があるが、以下の点などを踏まえ、**その在り方をどう考えるか**。
  - ・ **政府が引き続き3分の1以上のNTT株を保有する場合**、特別決議の拒否権を通じ、短期的な利益を追求する株主等に影響されずに、**着実に経営の安定と適正な事業運営を確保**することができる考えられること
  - ・ 他方、政府が引き続き、特別決議への拒否権を通じてある程度の経営への介入が可能な状態であると、他の許認可等を緩和した場合でも、NTTが求める**効率的かつ機動的な事業運営に対する一定の制約**が生じ得ること
  - ・ 政府の株式保有義務がない特殊会社もあり、NTTについても、政府の株式保有義務がなくても、**一定の許認可等の担保措置を講ずることで必要な監督を行うことが可能**であること
  - ・ また、政府の株式保有義務が撤廃されても、**事実上、政府が一定の株式を保有し続けることとする場合は**、これにより、株式を保有していない場合と比して、**経営の安定と適正な事業運営を確保することが可能**であること

## 17-2. 黄金株の発行

- 仮に政府の株式保有義務を撤廃した場合、特定の者による経営の支配や株主権の濫用を防ぐ観点から、**黄金株（拒否権付種類株式）を発行**することも考えられるが、これまで上場後に黄金株を発行した事例はなく※<sup>1</sup>、以下の点などを踏まえると、**現実的に発行は難しいのではないか**。
  - ・ **東京証券取引所**では、上場会社が重要事項の拒否権を定めた**黄金株の発行を決定した場合**、株主等の利益を侵害するおそれが少ないと認める場合を除き、**上場を廃止**としていること※<sup>2</sup>
  - ・ **欧州**では、**黄金株はEC法で違反とされ、英国・伊国・蘭国等で黄金株が廃止されたこと**
  - ・ **黄金株の発行には、定款の変更が必要**であり、**定款の変更には株主総会の特別決議が必要**になること

※<sup>1</sup> 上場会社の黄金株発行事例としては、株式会社INPEX(旧国際石油開発帝石株式会社)の事例があるが、当該黄金株は、上場前に発行を決議した上で、上場と同時に発行されたもの。

※<sup>2</sup> 既上場会社が新たに拒否権付種類株式を発行する場合については、既存の一般株主の利益が侵害されるおそれが大きいと見られるため、上場廃止に係る規定の例外の適用は慎重に行われている。

## 現状と課題

- ① NTT法は、NTT持株・NTT東西のそれぞれの事業が、基盤的技術の研究開発や電話のあまねく提供の確保という重要な公共性を有していることから、その適切な遂行・履行を図るため、以下の事項について総務大臣の認可を受けなければならないこととしている。
  - 1) NTT持株・NTT東西の**定款変更**（会社の組織、資本、運営等に関する基本的規則であるため）
  - 2) NTT持株・NTT東西の**合併、分割及び解散の決議**（会社の根本に触れる重要事項であるため）
  - 3) NTT持株の**剰余金処分**（資産を外部に流出させるものであり、その有効適正な用途を確保するため）
  - 4) NTT持株・NTT東西の**事業計画**（適確な事業の遂行を確保するため）
  - 5) NTT持株の**取締役及び監査役の選任及び解任**（会社の職務執行や監査の機関として相応しい者であるかを担保するため）
  - 6) NTT持株の**新株募集**（将来にわたる適切な事業運営を確保する観点から、新株募集の必要性、妥当性等を審査するため）
- ② また、NTT持株及びNTT東西の事業が適確に遂行されているかを把握するために、**財務諸表の提出**を義務付けている。
- ③ 上記事項のうち、特に株主総会の特別決議を要する重要事項については、政府の保有株式に基づく議決権により、株主総会においてその高い公共性が確保されるように拒否権を発動できることから、総務大臣の認可と株主総会決議の差異によって会社の経営に混乱をきたすことを避けることができる。
- ④ **NTTからは、各種認可制度等に向けた事前の準備や政府に対する説明等の対応、認可制度等を背景とした政府からの各種報告・説明依頼等に伴う稼働が発生していることから、少なくとも効率的かつ機動的な事業運営を行う観点から各種認可制度等を見直すことを要望する意見**があった。

## 論点（案）

## 18-1. 各種認可事項等の在り方

- 各種認可事項等は、NTTの**業務・責務の適切な遂行や履行を担保するための措置**であり、**業務・責務の在り方に合わせて改めて検討する必要がある**ところ、各種認可事項等の趣旨や他の特殊会社の例を踏まえ、**その在り方についてどう考えるか。**

## 18-2. 社名の変更

- NTTからは、「電信」も「電話」も事業の主体とマッチしていないため、**自社で社名を変更・決定できるようにしてもらいたい**との要望が示されているが、この点について**どのように考えるか。**